

小田原市基準緩和訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A 2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1,000単位	1,000単位	1,000	1月につき
A 2	2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合	33単位	33	1日につき
A 2	1221	訪問型独自サービス/212		(2) 1週に2回程度の場合 1,997単位	1,997単位	1,997	1月につき
A 2	2221	訪問型独自サービス/212日割		日割の場合	33単位	33	1日につき
A 2	1331	訪問型独自サービス/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3,168単位	3,168単位	3,168	1月につき
A 2	2331	訪問型独自サービス/213日割		日割の場合	33単位	33	1日につき
A 2	2521	訪問型独自サービス/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	1回につき
A 2	2631	訪問型独自サービス/223		(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220	
A 2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	10単位減算	-10	1月につき
A 2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2) 1週に2回程度の場合	20単位減算	-20	1月につき
A 2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合	32単位減算	-32	1月につき
A 2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき
A 2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223		(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A 2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算	200単位加算	200		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算		
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

※原則として、ロの単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。